明治天一坊

碩葵章

特48
924

特42
924

似勢
阿婦飛　明治天一坊　上編

第一章

陰賊は姦邪は神鏡之れを照し現犯は詐僞は法官之れを判つ敞日の下萬物其影を蔽さぬも地球大の證印を捺そべき掛卷も綾に畏き　明治天皇の昭代に彼の享保年間は贋世子天一坊を現出せんとは實に思ひきの事にぞある爰に過る明治十四十五の兩年中愛知縣下名古屋玉屋町にも音に聞えし旅人宿村瀬彦十郎(紙彦)方に滯留し前將軍徳川慶喜公は弟なりと詐稱して玳瑁五千圓と云ふ大金を騙取たりと宿主彦十郎が告訴に依り目今名古屋輕罪裁判所にて審判中なる僞稱松平慶承が履歴の大略を尋ぬるに同人は新潟縣下越後國蒲原郡紫雲寺東組金子新田の平民農鹿島甚内の長男にて同姓甚太郎と呼び弘化四年八月十五日は出生(本年七月辞)なるが幼少は頃より黠智人に勝れ常に商法を嗜ミて耒耜を取らむ竊かに思ふ樣生涯田圃に朽果んも男子の尤も耻る所ろ願くは牙籌を握り後世に名を殘さん然るに斯る山間僻地にしては到底我が志は果し難しと斷然

心を決し遂に故郷を振棄て出京せしも今を距ること十五年前即ち明治二年の正月にて甚太郎が二十三歳の時なりき當時ハ王政復古れ翌年ゑて萬事草創の際なるゆゑ戸籍の調査抔も寛慢ゑ渉りて嚴密ならざるを僥倖と彼首此尾を漂泊するうち不圖羽田野軍次とあん呼ぶ同郷人と懇意を通し同人方の厄介となり好商法もがあと各自に肝膽を砕きマア洋酒製造法の傳習でも受けて盛に醸造せんと計畫ミ同志を募りて入船町一丁目ゑ一軒れ家を借り入れ自ら越後蒲原郡高田新田の農中倉新吾養子甚太郎と郷貫氏名を僞りて送籍書を造り之を區廳へ差出し置き爲澄たりと甚太郎は窃ゑ欣び直さま同家へ移り住しが是ぞ詐僞を巧むの嚆矢にして爾後は同氣相求め同惡相成その俚言ホ洩きず類を以て聚まる惡徒と日〻に手廣く交際を結び遂に其徒の元帥と仰がき互ゑ種々の奸計詭策を運そうち中芝田町ゑ住む奈良縣士族内田成之が所持する淺草瓦町れ家作地劵を己が所有と僞りりゐきを千葉縣士族永富謙八へ抵當に差入れ再度にて千圓近き金を借り出し其後下總産出の薬茶買取の約を結び賣主より送越せる見本茶を以て十軒店れ

義仲茂助へ合計三千貫目余ありと云拵へ此代金四千五百圓にて賣渡そべき約を爲之先づ茂助より定約金二百圓を請取り分配の余そ悉く遊興に浪費之たる後ち井が發覺を畏れ餘熱の冷るまで暫時影を晦さんものと西京へ高飛して同地に兩三ケ月も潜伏あし再び東京へ戻りしが倘露顯せんとの氣遣ハしさホ本國金子新田の音ホ響い己金満家白瀬長兵衛れ分家同姓儀一郎と變名し他出を愼み深く隱れ居乍らも同類井出敬基と謀合ひ敬基を本家の長男 正 太郎と呼び物品仕入の爲め今回上京したる体ホ擬之て或旅籠屋ホ止宿させ夫〻周旋人を以く南茅場町の木村万平なる者より豊後の青筵琉球表 五千丸を北國へ回漕し越後米と取組買賣すべきの相談中横濱港に一艘蒸滊船の賣物ありと聞き該船を購入れ右の琉球等を積込み北地へ回漕の手順にせば萬端好都合で尤も便利あらんと急ぎ同港へ出向き篤と船体を撿査の上代金三万五千圓と手詰の談判決着に及び琉球表五千丸の代壹万圓と合て四万五千圓も新潟ゟ越後新米上等四万五百俵積み歸港次第直ちに該米を以て精算を立んと跡方も無き虚言を巧に飾して其契約を取結び

敬基の贋正太郎を米賣主となし米手形八枚を僞造して荷主万平へ渡せしを斯る詐術と
ど神ならぬ万平ハ爭で悟るべき紛もあらぬ眞實の手形と心得五千俵一枚の該手形を開拓
使廳へ上納金代價の方へ納めしが同廳にてハ早くも此手形に御不審ありて賣主正太郎
を提喚になりし處ろ本人ハ既に歸國せしとて自ら本家正太郎より商業上一切の委任
を受け居る趣にて代理に使廳へ出頭し尋問の廉を滔々辨舌瀧まず云ひ開き忽ち嫌疑
も晴しらば先づ使廳をも謀り得たり今ハ早心易しと欣然愁眉を開きしが此詐術ハ事成
就せず中途にして止みしとぞ然るに甚太郎變名儀一郎ハ尚ほ是等の事に懲もせず愈よ
奸策を逞うして衆庶を欺き不義の榮利を貪りて浮雲の富に日を送れど爭か斯る惡人
を天道永く曲庇されんや積惡茲に報ひ來て終に明治八年三月十四日儀一郎ハ鹿島甚太
郎と發露を恐れて逃走の途中栃木縣下間々田驛にて取押へられ東京へ護送と成り段々
審判のありし是等の罪科に據り同年十一月廿八日東京裁判所に於て懲役十年の刑に處せ
られ正邪曲直法官の明斷に惡人罪に服せしぞ亦心地よき次第なる然ハ云ぬものゝ感

妙案奇計以て人を籠絡するの才は中々凡庸人の及ぶ所に非ず此才智に富むの質を以て
奸惡に惑溺せしこそ噫是非も無き事どもなり恁而甚太郎ハ苦役に服し獄窓の下に烏兎を
送る折柄是ぞ惡業の歸する處か不圖重病に罹り遂に癈疾と成りし故官府ハ其罪を惡
んで其人を惡まず既に經過し現役日數を扣除剩る九年二百十七日の收贖金二十八円七
十七錢申付られて明治九年十月四日放免の宣告ありしは又寛典と云はまくのみ斯く謀
らざる寛典に逢ひて疲勞し甚太郎ハ我家へ歸り心靜に病痾を療養うち全く厚運の然
らしむる處か醫藥の効空からず差もに重き病症も日數經るに隨ひて追々と快氣に運び
終に跡方もなく全く癒しハ實に稀世の僥倖とや云ん扨此後ハ甚太郎が身上に就き特
に記載を要すべき程の事も聞得ねど良七と稱へ舊幕下松平乾太郎の養子と成りしハ實
に明治十二年二月の事にして後に松平義承とも又慶承とも名乘ける
記者曰く松平慶承が當地へ來り華族と詐稱して紙彥を欺く大初より法庭落着の大團
円までの顚末を讀玉ふに其が本人の履歴に暗けれど自然隔靴搔痒の憾なき能さるや

必然ならんと聊か看客が參考に供する爲め聞く所の大略を記し此冊子の發端に換ぬ然と雖も確乎たる記錄の徵するに足るものあるに非ざれバ事實は錯誤なきを免れず只記者が微意の在所を諒察して幸に寬恕あれ

第二章

倩又玉屋町三丁目は旅人宿村瀨彦十郎が出所來歷を探究に岐阜縣濃州安八郡脇野村橋本五右エ門と云ぬ農夫の二男（天保八年十一月出生本年七月四十五年九ヶ月）にして幼名を政次郎と云ひ天禀虛弱なるより迚も生涯農業に從事するなど覺束なしと子を見る親に若ず五右エ門はてきな政次郎に商家の駈引を習はせ往々商人にする心底にて名古屋の知己に頼み政次が十二三の頃ろ大久保見町（今の鉄砲町三丁目）の森本善七（徙善）方へ小厮に住込せしが元來政次は性質魯鈍して活潑は精神に乏しきより同年輩は者に背使れれ居しが實直に勤るので主人の氣に適ひ年頃に成るに隨て商法は道も熟練に及び追々と出世して遂に同店の二番々頭となり名をも政助と改め愈よ老實しく勤め居りしが其比豫て同家へ出入する力士綾瀨川大關が若宮横町旅所跡に晴天七日の興行中怎麼なる天魔の身に入しか綾瀨川が四十八手の余の手に掛り家長にも告げず店は金子二百円余を贈與し失策で忽ち同店は暇となり一時十方に暮れしが幸ひ長者町に伯母のあれバ暫時これが厄介となり居しに是ぞ開運の端緒にや或人の世話にて今の村瀨家へ傭はれし處ろ有繋徙善にて勤め上る者ほど有て萬事に行届き一家上下の意に適ひたれバつひ先代彦十郎が娘（今の妻）へ智養子となり先代の名を受續で彦十郎と改名したれ今より八九年前のことなりしが其後は深く先非を悔ひ只管身を愼しみて養家祖先は家政を守り専ら宿屋業を勉勵し日夜出入は衆客へ疎略氣とては更に無く尽す誠心を顯はして養父の時代より愛顧になる花主は氣受も變らぬのみか日増に店も繁昌して何一つ不足なく豊かに居諸を送り居る此上もなき光榮を思ふに附ても其むろしも若氣の思慮淺くして一旦は失策より徙善方を暇になるのみか爾後出入をも許されざるを肩身の狹き思ひなせと親戚の者より段々舊主人に詫て貰ひ漸く四五年以前に出入丈を許されたりとぞ贅言

休題時しも明治十四年四月廿一日午后三時ごろ彦十郎も晩餐の支度を下婢に云ひ付け其身も店にて帳合を取り居る折柄ハイれ客樣と人力車夫が觸込む聲に帳簿を片付け急ぎ店頭へ走り出る處へ靜々と入來る二人の客も人品と云ひ衣服と云ひ何れも立派な打扮にて奏任以上の官吏とも見ゆるなれば彦十郎も最叮寧に挨拶しイザ此方へと案內するを呼止め先其許も當家の御亭主にや然らバチト折入て紀賴み申したき一儀あり我々も暫く仔細ありて數日間滯留れ見込なれば余り人々の出入繁からぬ奥二階もならば借受たしとの懇望に彦十郎ハ當惑なし折角の御懇望なれど生憎奥二階も從來店のれ花主へ貸して有ますれば他の座敷にても如何にやと恐る〳〵云ふを打消し二人ハ強ての所望なれば紙彦も詮方なく一先づ二人を座敷へ通し置き偖奥二階を明けんとするに該客ハ飛彈高山の何某なるが舊知れとなれども程よく言ひなして他の座敷へ移し跡をよく掃淨めて早〻二人の客を案內しけるに大層悅び夕飯抔を認めし後ち宿帳へ松平家執事村瀬美根三郎渡邊善四郎と記して渡しを亭主ハ請取り偖ハ顯官の執事か華族の家令なる

へしと察するものから愈に疎略なく事々鄭重に恐れ敬ふ容態を胸に一物ある二人ハ爲濟たりと心中竊に悅べど色にも出さず故と自重に搆へ込み外貌を繕ふ空見識を知らぬ主人は如何なる方の執事なるかと問ひ尋ねたくハ思ひ乍らも遠慮して差扣へ居たりしに兩三日を經て村瀬渡邊れ兩人も內々主人に話したき事ありとて彦十郎を一間へ呼び入れ此頃うち待遇の厚きを謝したる上時に其許へ話すべき事のあれど遣も他聞を憚る密事ゆゑ此方へ近く進まれよ隔ち居ては兎角話も成り難しと近くへ進ませ美根三郎は小聲になりイヤサ余の事でも無いがと話し掛るを善四郎も側らより美根三郎殿彼れ一件も充分運びの整ぬまで輕卒に他言するなと東京發足れ砌も御前より堅く仰せ渡されし程にて容易に口外は致し難く駟も亦舌に及ばぬと云ぬ聖諭を思ひ給はずや時機尚は早しと止むるを美根三郎も打消て貴殿の遠慮も左る事乍ら此頃中の樣子を見るに當家の主人も聞しに勝る篤實者此大事件を語ればとてよも間違ひはあるまじと再び彦十郎に打對ひ聞かるゝ如き實に秘密の事件なれも決して他へハ洩さじと云ふ誓言を聞まく欲

と改まつさる詞に紙彦は平伏し何事ろも存せねど其話しを承さる限りも他言を決して致すまじ又た其れ話の摸樣ふ依ッてハ及はずながら御相談れれ相手も仕らんと云ふ尾に附て美根三郎も其一言を聞く上ハ今も何をか疑ぬべき斯く申も某等ハ松平慶承君の執事にて君ハ前將軍徳川慶喜公の御舍弟なるか兄君の大政奉還以降靜岡ふ引籠り月花を友として世塵を避け居給ふを見聞そる世の燕雀輩も大鵬の志を知らず因循の臆病のと口善惡なく罵る族あるを主人慶承君には片腹痛く思さるゝので兄上慶喜公に代り世の公益を引起し日本全國の商業を隆盛ならしむる爲め兄君及び徳川一門れ舊諸侯より莫大の資本を募集して當地へ一れ銀行を創立せらきんとの計畫なきバ近日來着せらるゝふつき我等兩名も旅館等の取極として罷越せしが旅館も當家ふて尤も然るへけきば一旦歸京して此由を主君へ言上なし遠からず御供申して參るゆゑ其節も萬事手落のなき樣好あふ周旋尽力れ程頼み入る併し此事も先刻も云ふ通り大略運びの整ぬまで必らず他言ハ無用ぞと嚴りかに云ぬを聞くな彥十郎も仰天し然らバ將軍樣れ御舍弟れ御宿を當家へ仰せ付らるゝのであり升か夫も家の面目身の冥加萬事行屆かぬ御宿ながら斯御恩命あるからも委細畏まり候と承諾して露程も疑ぬ氣色の有ざる樣子に二人も悅び早速れ承諾忝けあし此事歸京の上申し上なバ主君ふも定めて御滿悅れ事あらんと頻りふ彥十郎が實直の性質を褒め稱へ尚ほ手都合を夫是と談じ合ひ兩三日滯在の上再會を期して詞を番ひ村瀨渡邊の兩人ハ嘸主君にも我々れ歸京を御待兼あるへしと暇を告け同家を出立して歸京なしたりける

第三章

二人が話ゑの樣子でハ前將軍慶喜公の御舍弟慶承君が御來臨も程あるましコリヤ斯うしても居られぬと律義一偏れ彥十郎ハ一點の疑心なく左る高貴の御宿をするも實ふ當家の光榮と家内一同へも申し聞け俄ふ出入の大工抔を呼び自から彼處此處と差圖して損所等の修繕ゑ加へ殘る隈なく萬端準備も整頓しろば今も早いつ何時來駕なるとも差支なし今日か明日かと待構へ居るうち其月も過て五月となりゑが或日村瀨渡邊れ兩

名より愈よ我君慶承公にも陸路御旅行の思召にて今朝御機嫌能く御發途ありしが靜岡に一日御滯留にて來る幾日其地へ御着れ運びなりと云ふ報知に紙彦も勇み立ち到着の日は早朝より熱田へ出張て慶承が一行を迎へ村瀬美根三郎まで安着れ祝詞を述て直に車を飛ばして我家へ戻り内外の掃除等に心を用ゐ待間程なく人力車にて到着せしを詐謁の張本とも知らねば紙彦も恭しく出迎ひ豫て儲けれ一間へ案内せしが暫時ありてれ附れ役人清水嘉内と云ゐが出來り彦十郎夫婦へ改めて拜謁を仰せ付らるとの口上に紙彦は早速紋附れ衣服に羽織袴を着し女房れこう（本年七月五十六年二ケ月）も紋附の衣服に改め恐る〳〵次の間に平伏す嘉内れ程を見て村瀬彦十郎夫婦れ者拜謁に罷り出たる旨披露なす正面なる褥の上に泰然と着座なしたる慶承も此方を打眺め彦十郎夫婦れ者近〳〵とれ御意に彌〻恐入り乍ら膝行して一間の内へ入れば慶承も威儀を正し先般予が家扶兩名當家に滯在中は何かとれ世話に成た樣子殊にも予が今回計畫の件に付ても盡力あるべきよし兩名歸京の上逐一聞知り予に於ても滿足せり尙は此上とも萬事に盡力ありたしと身に餘るれ詞

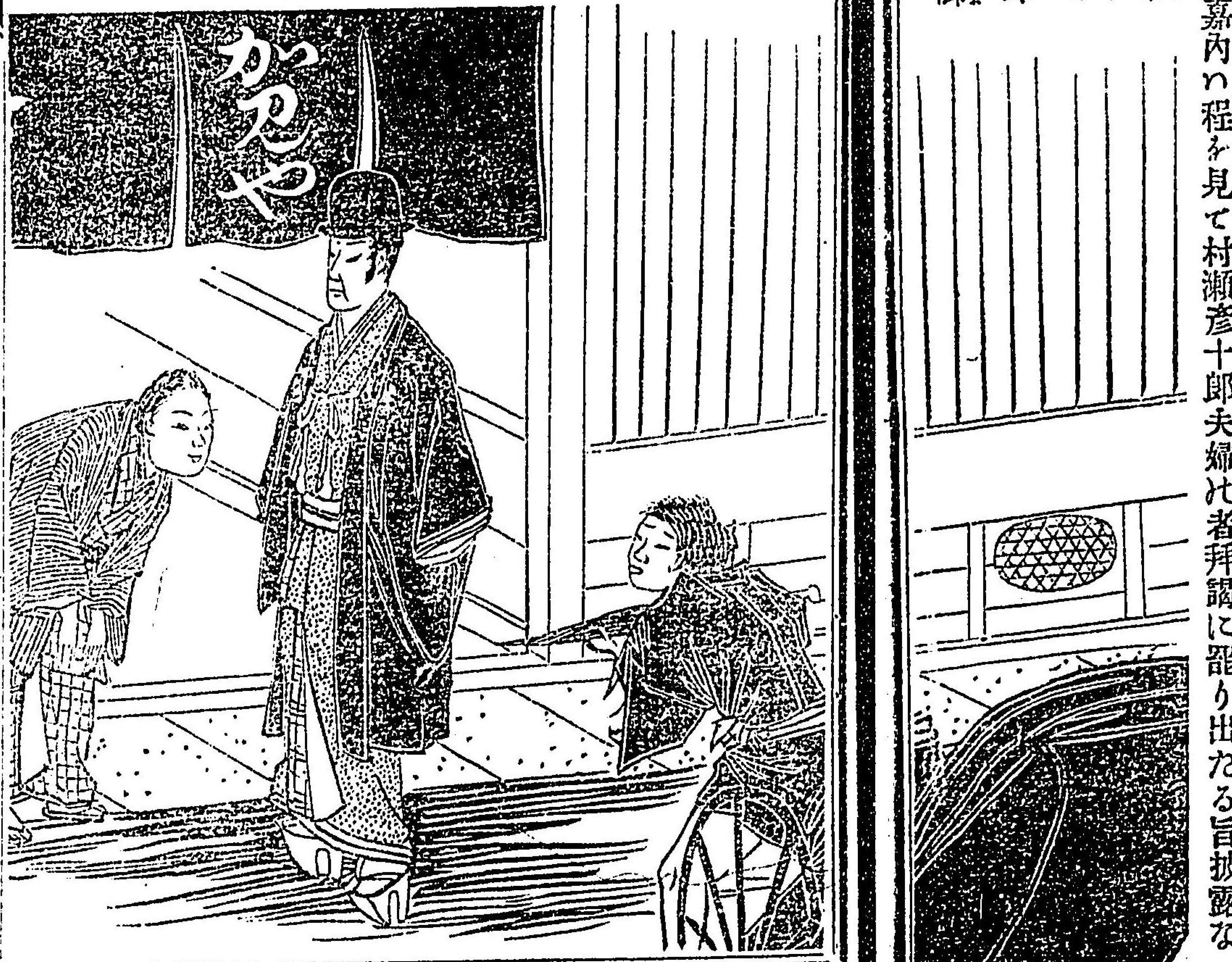

に彦十夫婦は感涙を流し詞もなくて鰭伏居たり軈て慶承は手箱の内より桐の箱を取出し此茶碗は我祖先なる家康公が三州岡崎城に御座のころ用ひられし家重代の品なるぞ土産の印までに其方へ遣すぞとの給ふて其場て御暇賜はりしかば其箱を数多ひ押戴きて其座をすべり出で我居間へ戻つて早速其箱を抜き見れば紫縮緬に包みし古代の抹茶々碗にて三葵の紋が散してあれば家康公の常用ひ有し茶碗に相違なしと元の如く箱に納め大切に仕舞ひ置たりと云ふ今回の審判につき第一の証拠物たる茶碗は即ち此品なるを恪て後ち紙彦は段々慶承が起居動作に心を注ぐ窺ふに言語應對から人品の高尙なる風格も中々下賤の者が似せても似つかぬ容態に衣服も勿論手廻りの小道具杯も殘らず三葵の紋所を附け何處に一點疑ふべき廉も無く慶喜公の御舍弟に違ふまじと確信して悦び勇む心は色に顯はれるを早くも見て取る此方の主從膝突合せ斯うなる手順にも運ぶまいと實に竊に心配せしが所謂案じるよりか產も易く何の雜作も内密に豫て謀し計略通り思ふ存分圖星を抜き彼が信服の爲体では我々が目的を達せんも近きに在

らん併し此上も飽迄彼に心を許させ此方の罠に掛る手筈も斯う〳〵云々兎に角謀略は密なるを以て貴しとも努々油斷して彼に悟らるまじと互に機密を囁き合ふ詭策の程はぞ恐懼けれ去程に一日彦十郎も御機嫌伺ひとして次の間まで祇候し四方八方の雜談の序御前樣には長の御滯留に嘸く一室のみに居らせらるゝは定めし氣も鬱ませうチと御氣晴しの御慰みに旁々圍碁にもあれ茶の湯にもあれ苦しからずば御相手を呼び參らすべしと申し上る傍より美根三郎は詞を發し彦十郎殿宜くも心付きたり御前には幕府世盛りの頃は茶坊主等を御相手に抹茶を遊ばされ其道をも甚く好ませ給ふゆゑ今は一段のことと存ずれば誰ぞ茶の道に巧者の者を早々呼寄せ候へと云ふに紙彦も悦び下拙も此道を至つて好み侍れば恐れ乍ら追々まゝ御相手も仕らんが當時西京にても堀内宗完當所でも住吉町福恩寺住職佐竹得忍が茶道に委しき由を縷々言上せし處ろ然らば其得忍とやらんに茶道の指南を受んとて其翌日五十錢の菓子の折詰を携へ紙彦が案内で慶承美根三郎善四郎の主從三人も福恩寺へ赴き紙彦も暫時此所にて御待下されたしと

玄關に待せ置て直さま案内も乞ハす住職が居間へ通り得忍へ云ふと慶承を同道せし有枝有榮を詞短に告るを聞て得忍ハ打驚き先づ兎も角も座敷へ御案内を賴むとて主從を座敷へ請じ入れ其身も衣服を改め紙彦を以て拜謁を願ひ初見參の式も法の如く濟し後ち慶承ハ親しく種々物語らき予も茶の湯を好めど未ざ深く其道も心得ねバ今より茶道の指南を賴みゝしとあるに得忍ハ疊へ額を摺付け縮み入ッたる今の仰せ中々御指南などゝハ思ひも寄らす去乍ら不束の手前が却て御慰の一助ともなるべきまつき苦志からそバ時々御旅館へ伺候してお相手仕らんと愼んで御請をなせしに慶承も大層喜悦の体にて稽古日杯を定めた夫より尙ほ雜談に時を移して旅館へ戻る途上紙彦ハ慶承に對ひ豫て御前へお話し申上た下拙が師匠堀內宗完も當今茶道傳習として岐阜笠松から當國淸洲の邊を遊歷中の趣き先刻得忍より承ハりしと云ふを聞き然ハ幸に又と有るまじき好機會ゆゑ宗完とやらが所在も慥と分り居れバ其方書狀を以て早々當地へ參るやう申し遣ハせへしと斷ての所望に默止難ね何處に居るか覺束なくも委細を認め差送る書面

に聽じて宗完が到着せしにぞ紙彦は直さま宗完を將て參上せしに慶承も斜ならず欣び早速對面ありて自今出入を許すとのことにて爾後も宗完得忍の兩人ハ日々交る〳〵參ッて茶道三昧に光陰を送りけるが紙彦のみか此兩人も慶承が鷹揚の擧動に眞ッ赤な贋物とは兎の毛の尖ほども心付ず全く慶喜公の御舍弟と思ひ物から只へイ〳〵と御意に任せ舊諸侯の茶坊主同樣に御前〳〵と敬ひ恐れまゝ他事も無く侍きけり

第四章

再說松平慶承ハ堀內宗完佐竹得忍の兩人を相手に日夜茶道に耽り間だにも酒宴に興を催ほし旅寓長日の徒然を慰め又た他事も無く見ゆたるが是ぞ紙彦始めの信服を鞏固し油斷をさせる謀計とハ後にぞ思ひ當りける去る程に一日美根三郎を主個を次の間へ呼び時に彥十郎殿御前にも御紋服御新調なさきたき思召にて拙者へ仰せ聞らきしが當地の呉服商にて何れが尤も然るべきや御勞ながら周旋をと半分聞かぬ紙彦ハ去ばに候當地に於て呉服商と云へバ先つ伊藤大丸の兩家を除んて他に大店御座なく此兩家も

何れも舊來の大家故難兄弟は無れども申し乍ら伊藤次郎左衛門方も舊知事德川家の代々御用達をも勤め三府にも響いた家柄なれば御前が御召服の御注文も同店にこそ尤も然るべしと愚拙の考へ申し候なり併し此義は御賢慮に任せんのみ脩て伊藤の話しに付て思ひ出せしが舊知事の奥方にも御先代の御廟参として御下向に成り頃日うち右伊藤次郎左衛門方に滯留中に付御親族の御縁故ある御前には同人方へ赴むかせ給ひ一度御會面

ありく然るべう存ずれバ貴官より慶承公へ御執奏下座にと正首て問へバ美根三郎は顔色を變じイヤ彦十郎殿其許も豫く知まつる如く我君慶承公が今回の御旅行も極々の御忍びゆゑ尾州家の奥方抔に御對面も思ひもよらず且つ左る方の旅宿先へ御紋服の調進を申し付るは此方に於て些と問もあり我君も好ませられぬと〳〵推せば御紋服の注文は大丸屋てり然るべしとて大丸方より無地の絹地を取寄せ御覧の上我君の御紋と同じ様に見にても尾州家の紋とも葵の理に少々差違ありとて荷物の内より紋本を取出し此通りにして色は鉄色仕立も極入念に早々仕立て差出すべし代價(三十五円)は其節拂ひ遣すと注文し畢ッて美根三郎は倍と容貌を改め彦十郎に示して云ふ様尾州家の奥方が伊藤方に滯在の趣を聞き故らに御召服を他店へ注文した仔細は御前が御忍び御旅行にて當家に止宿あるとが尾州家奥方の耳に入りては使者が

の彼の是のと種々雜多な面倒の出來するは必定然ある時ハ失費嵩み當家も迷惑と推察し深く忍ばせ給ふ思召にてあるなれば其許も此儀を察して奥方屋從の家令家扶と云ふ迄なく日々御機嫌伺ひ等に旅宿へ參上する當藩士に面會の折などに慶承が當家止宿の摸樣を努々語る事なかれと堅く口外を禁ぜしは万一是等より詐僞發覺の端緒を醸しては忌々しき大事と思ふの遠慮を悟らねば紙彦とは尤千万の仰せかな委細畏みしと事もなげに答ッヽ軈て其場を退でけり恁而兩三日を過せし後ち美根三郎より急に御前のお召ありと通せしかば何事やらんと取敢へず急ぎ御前へ罷出ける其時慶承より彦十郎を側近く進ませ其方を呼しは別儀に非らず村瀬渡邊の兩人より兼ての内談通り今回予が發意にて當地へ銀行創立の一條に付くて大坂の豪商住友吉左衛門へ先年來五万円の預金と目下元利加へて六万円近くなる由予が求めに應ぜて同人方の一等手代木村平次郎なる者より如此捺印したる精算書幷に預り證文を送り越しされば此金と予が一言にて直ちに回送せば此金を以て銀行創立の際先づ第一の資本と定め此余は予が往昔分家の料にと兄慶喜より請取り置し十五万円を合せ仍は華族中より有志の醵金を募集しるらんにハ些少くも忽地に四十三四萬円の金額を得て當地に創設する一銀行の資本には先づ差當り不足はあるまじく是等の資金を募るは容易なれど難きハ銀行杯の取締りとして金錢出納を任し日々の行事を監督そるに堪べき人物なりと日常心を痛め他所ながら適當の人を求る折柄恁く其方と知遇を結びしは天予に與ふるに良弼を以てせりと云ハんか倩々其方が性質を察そるに銀行等の締役には最も適任の人物と予ハ疾よりも心を決し居をバ彌よ設立に至らバ取締人となり萬事に注意して斟酌なく一際奮勵あり度ましけれと囑托さるゝ詞に彦十郎は滿面に笑を含み御覽の如き不調法の愚拙者へ取締の大任を仰付らるゝとは有難過てなんと御請をしてよいやら愚拙にも一向合點は參りませねど尊意に背くも御無禮ゆゑ早速なから謹て貴命を拜そるの外なしとて直に御請をなせハヤ鬼の首を取ッたる心地にて心中竊かに銀行設立の迅速に整はんことを只願待佗るほどか恁而後ち慶承ハ華族中より資金募集の奬勵に一先歸京せんと思慮を決し其趣き

を彦十郎に傳へ發途の準備に取掛り怱忙中に兩三日を送られける一說に此時も恰も六月上旬にて年々華美に執行ふ東照神宮の御祭禮（陰暦四月十七日）も早や迫日近付し事ゆゑ當地に御滯在あるより幸ひ御發途を今暫く見合せられ御一覽の上御歸京遊ばされそも作麼などと信ぢて申し上ぐれば何か思ふ仔細あるにや慶承も頓に返答難し体にて暫時考へつ其方も承知の通り今回も予も微行の旅にあんなきば諸人群集雜沓する祭典なんど見るとも好まゐからねど外々の祭典とも違ひ予が祖先東照神君の祭典と聞くからも無碍に振棄て去んも祖先へ對し不敬なり急いで急がぬ歸京なきば暫く前途を延期て一覽せんものとの仰せに彦十郎は斜ならず悅び愚拙が鄙言御咎なきのみか直ちに御聞屆け下されて急がせ給ひぬ御歸京を延期あらせしは愚拙に取りて此上なき大慶に存ずると懇勤に述べ終りて其坐を退き早速家內一同へも如此々々の由を語り今年も每年と違ひ前將軍の御舍弟が御覽の事ゆゑ疎末にも爲し置けねば美々しく取繕はんと專ら祭典を見物する棧敷の支度等にかゝり疊替やら煤拂ひやら何きに手拔はなかりけり

第五章

待間ほど無くもや祭禮の當日となりけるにぞ店を殘らず取片付けて毛氈を敷連ね金屛風を立て回らゑて慶承主從が見物の席を設け其後れ方は親戚や家內眷族の席と定めよき頃を見てイザと計りに主從を設けの席に誘ひ申せば慶承は殊に機嫌よく彦十郎に對ひ今日しも婦女子同樣に只祭典を見物するも興薄ければ左やせん右やと思案を廻ふそに予嘗て德川家の記錄に載する祖先家康公が大坂御陣の際陣中に於て兜の鉢を釜に換へ燒飯を菓子とし給ひて抹茶を遊ばされし云々を讀み當時の事どもを追想ゑいとゞ感歎に堪へざりしと今尙は胸に記ゑて忘れ遣らず其末孫なる我らがかく悠々閑々と疊の上に座し美食に飽て其祭典を看んも勿体なく思ふゆゑ今日も山海酒肉の珍味を廢し東照神君の古例に傚り兜の鉢にて抹茶の興を盡さんも什麼にと異ッる所望に紙彦は當惑したれど豫前の仰せに背戾もならずと直さま店の者を古道具屋へ走らせ下婢には燒飯の拵へ方を命せしに下婢は駭き高貴と云ふ者も平生美味珍膳に飽て居給ふ證據に

も渉る一年一度の御祭禮に燒飯の御注文とは異ある仰せかなと俄かに其支度に掛りコレお松さんなんぼ巨大のが好物でも在郷流義で其樣に大きく握っては慶承樣の那の御尋常の御口には喫食まれぬ握りッと少さくしたが宜いと笑ひ動搖き臺所にて燒食拵へて大騷ぎの間に店では慶承が料紙硯を取寄せて詩箋紙半切に

東照神宮　　慶承敬書

と筆太に認め幵をしも店の奥まりたる所へ貼らせ其前よく古道具屋より求め來る兜の鉢にて抹茶に興を催し甚麼にも愼ミ敬ぬ体に締ひ神輿の渡御を拜禮し畢ッて奥二階へ一同呼入れ今日は格別の御日柄ゆゑ君臣上下相親睦する意を表し無禮講なれば最と興あら先誰も彼も予が許せは遠慮なく打寬いで十分に神酒頂戴いたすべしと慶承も重ね褥の上に大胡座をかき最初に引替山海の珍味を處狹きまで並べ立ての盛宴に人々十二分の歡を尽し更闌て後ち漸く酒宴を終りたりと這は事實なるか其とも聞得ざれど人々の語り傳ぬ儘に聊か記し侍りぬ閒話休題慶承主從は歸京を急ぎ夫々發途の準備に亦他事

もあらざりき渉る所へ西京よりの電報が届きしとて彥十郎が持參りて差出し電信も豫ての計畫を仕遂げん爲に東京は無論京大坂其他各地方に相摺の仲間を語ひ置しものゆゑ其後は各地方より銀行設立の件に付て莫大の資本を出すての株主加盟の依賴書や該件に關しる種々夥多の電報や郵便が陸續到達するを見て贋物の詐僞とは夢にも知らぬ紙彥が心の内に思ぬ樣先達まで各地より斯る繁々電信や郵報の屆いたことも無かつたに兩三日前から引續き絕へず屆くのも兼て御前がの話に相違なく追日銀行設立の一件が纏り際に及びしなるべし然る時には我身は御前が取締り役に吹擧して遣はそとの仰せもよも間違ひはあるまじければ我身の運の開く時節と獨言つゝ欣然と悅ぶ心ぞ薄情ける去る程に東京發途の準備も萬端整ひいよ〳〵明日は發途と云ぬ其晚に慶承は彥十郎を招き是迄永々の滯留中百般世話に預り忝なし今回予が出京すれば該地の都合も早速に整理んこと疑ひなし然れば愈よ當地に銀行を設立するゝ近きにあれば一たび歸京するも亦遠からず當地へ來て開業を執行ふ所存ゆゑ其の節は兼て語りし如く其方も

取締にて別に異存なきやと念を押し何れ當地へ來たらば再び當家れ厄介になるべし美根三郎茶代を取らせよと莫大なる茶料を賜りしが茶代のミで旅籠料其他種々取替金を賜らねど是之何も追て御沙汰れある事と心得別段請求もせざ唯過分の御茶代を賜り難有仕合と數回拜謝して受收めしが此時慶承ハ當土產に其方へ

遣さすとて扇面へ一首れ歌を認免賜りしとなん偖愈よ發途れ當日となりたれば主人紙彥を始め御滯在中れ出入を願ひし者都合十六人にて各腕車にて熱田まで見送り同所の芙蓉樓（駿河屋）まて留別の宴を開らんと孫て手筈のしてあるとゆゑ直さま同樓へ登り藝者末社を呼集へ主從賓主れ差別なく飲よ謡よ芙蓉峯も爲ゑ崩れんずる大陽氣に浮れて各々迯に秘技を顯はし只顧興を添へけるにぞ慶承も機嫌よく常よりは酒を過ごし愉快ゑ時の移るを忘れザンザ動搖く醉態を余念なく打眺め居たりしが倩と居直りて迯に別を惜むの情れ盡ぬものあるが何時までも斯くてならんれ愚の限り時刻も既に正午に近けきれば今一度大

陽氣に騷れた上で發途せん靜岡なる兄慶喜の邸宅まで通し腕車を三臺備ひ呉よとの詞に委細畏りぬと紙彦ハ壯健な車夫三人を傭ひ夫々仕度も整ひしに趣に慶承も改めて各々へ別盃を取らせるとて一人毎に盃を賜はり今一騷ぎとの所望に隨き再び湧出る歌吹海暫しハ鳴も止ざりけり當下美根三郎ハよき程を見計ひ透御發途と進むるにぞ然らばと慶承は立上り紙彦の外見送りし者一同へ暇を賜るとありしかば何れも此所にて別れを申し上げ各々家路へ歸りしが彥十郎一人ハ腕車を傭ひ笠寺まで見送り奉るとて跡に從ふて曳出せり天涯萬里比隣の如し况んや一里には足らぬ道程をや瞬時間に笠寺觀音寺前の一茶店へ着にけり此茶店にて暫時休息の上愈よ袖を別つに臨み慶承ハ尚は再會を約せし上彥十郎に對ひ言葉を改め予が兄慶喜が跡を續ぐ徳川家達ハ本年中に陸路を西京へ赴くよし嘗て予に語りしが今度出京對面の節眞に相違なくば名古屋にて其方宅へ宿泊すべきやう申し傳ふべし是れ聊か其方が待遇の厚きに報酬る寸志なり其節も予と同樣隨分丁寧に扱ひ呉よ偖予も其方に暫時の內たりとも別るゝに忍び難

ければ再び予が面を見ず西に向ひ居て呉よと云ふ隨に彥十郎も其如くして居る內に慶承主從も身支度を整へ然らばと云ひつゝベロリと舌を吐き腕車急げと東路指して驅せ行く詐術の程こそ恐ろしなんど云ふべうもあらざりけり

第六章

再說慶承も彥十郎に傭はせし腕車にて宙を飛せし程なく岡崎へ到着せしが美根三郎も車夫に對ひ豫て靜岡までの筈でもありしが御前も是より祖先の御菩提所を始め舊御領地等を巡回せらるゝ兩三日は御滯留に思召ゆゑ何れも是より名古屋へ戻り彥十郎に逢ふて委細を語り傳へよ大に大儀なりしと三人へ金二円を與へしかバ車夫も異議に及ばず悦びを述べて主從に別れを告げ其夜も同地に一泊して翌日戻り來たりしと斯くて慶承主從も顏見合して莞爾と笑ひ最早や敵地も遠く去りたれバ主從は外貌を飾るに及ばずと是より三人は久しく窮屈の思ひをなしたる氣晴しに有味酒でも酌んものと或料理店へ入り袴を外して酒打飲みながらナント相棒松平の頭慶承も近來に無い大當りでない

かイヤハヤ御前の身のおなしよて實に感服仕つたと迯お冗談半分の打明話しに笑ひつ語りつ打興じ尚ほ此後の謀計抔を低聲合ひ其夜は圖らぬ酬醉ょ同店ょ打臥し翌日は早天に發足して其夜た遠州濱松の大米屋ょ泊り同所より奉書ふ書た立派な禮狀を紙彥へ送り尚又其翌日靜岡なる兄慶喜が邸宅へ到着なし久た振ょて兄ょ面會銀行設立の相談も愈よ首尾能く調ひたゆゑ此上た何一ツ故障なければ安心なるべし抔と紙彥始め疑念を抱かせまじと欲へ導く大法螺を筆に任せて書送る慶永が執事連名れ書狀を打返しふふ跡形も無き出放題と知らぬが佛の彥十郎は眞實と思ふもれから是でた是非とも遠からず此身は銀行の取締役と拾れぬ先れ金を戀しかり失れれて旦暮心に待ていそく月日を送て居る箇程にまんまと謀り課せる慶永れ贋主從は靜岡を立ち日數を經て東京へ着したきと何處と定まる家もなきまゝ兩三度面會して薄々相識る下谷池の端仲町の織田れよた方へ止宿を乞し處ろれよしも猪る强惡無漸れ曲者とは夢ょも知らねば早速承諾して二階を明渡し與きたので三人た安堵なし早々此家へ住込みつ名古屋表ょて有

し爲体を日々語り出で尚ほ此後の策略を密々謀し合ひ抔して居る處へ東京れれ留守居とい以役廻りょ當る慶永が名古屋ょ滯留中百般と相槌の電信や郵便を打ツゝ下谷金杉邊ふ住む舘何某云とへるが尋ね來たり滯留中れ容子を逐一聞終り了得は孔明楠も三舍を避べき軍師三名文殊の知惠を振ひし程なりて行ふ處一々妙なり然た去乍ら此上に兼ての計略を仕遂る所存た如何と陷むを見て慶永た打笑ひ細工た流々仕上た如此云々と囁き謀を施術の段々開く度毎に舘某は思さず膝を礚と打ち其課略なら決たく仕損じもなるまいと四人齊しく笑壷に入り路金の遣ひ殘りふて些少の酒肴を取寄せ狹き一室に團欒の惡徒四人は時刻の移るも知らず密謀をぞ語ひける慝て慶永美根三郎善四郎れ三人は東京ょ居て相槌を打つた兩三名の同類と日々相會して此の上は斯々云々の手段を以て紙彥より大金を騙ま取らんもれと種々樣々なる惡策を謀た合ひ刎ゝ双方兩地の手筈を定め遠からず名古屋へ發足せんとの話に決し遂に同年れ十一月上旬東京を發足して横濱より滊船ょ乘組み再び當地へ着したれど我々が東京へ歸つた跡で萬一紙彥

が我が諸術の段々を悟りしも測らきぬゆゑ篤と探索の上ならでハ迂闊ふ紙彦方へハ押行き難しとの遠慮にて富澤町の宿屋業田原嘯方へ泊り込み窃かみ紙彦方の實否を探偵するとも知らぬ彦十郎も慶承主從が歸京の途より兩度書状が達したれみにて其後何等れ通信も無きまゝ銀行設立の一件は如何なり行えやと危ミ一度位ゐは何か音信が有りうなもれと思ひ乍ら月日を送り居る處ろ同月十八日用向にて南大津町を通行の折しも圖らず慶承美根三郎清水嘉内の三名が腕車に乘つて來るふ偶と行逢ひ是はと駭く紙彦より慶承主從は悪れ處ろで出會しと思へど態と然わらぬ体よく紙彦れ問ひをも待さず美根三郎ハイヤナニ彦十郎殿我君が先般永々滯在中も種々れ世話よなり歸京れ後も絶へて音信も致す所存れ處ろ百般の事務繁忙よ取紛れ意外の疎遠に趣きし段容赦なれかし偖今回當地へ到着なし乍ら早速貴方へれ尋ね申さぬを定めく不審に思されんが事早急に差迫り先觸をあす猶豫もあく突然ふ押掛けては嘸迷惑なるべければ一先づ他へ止宿の上にて緩々貴方へ轉宿せんと御前れ思召に任せ一昨夕到着して富澤町の田原方へ止宿せしが明日ふも貴方へ引移る心底ゆゑ何れ又々た厄介を頼ミ入る今日ハ拙者が親戚五味貞福が從來秘藏する三條小鍛治宗近其他の銘刀等を此度賣拂そる由に聞及びしふ付き御前へれ勸ミ申之只今一覽に陪乘致す途中ありと言葉巧みに云ひ胡魔化そ悪徒が辨舌を眞實と聞取る紙彦も首を下け決して其御遠慮も御無用あり再び御光臨の事ハ疾より家内一同へも申之聞せ萬事支度も調ひ居れば今日にても更み差支も御座あく間た御都合次第御入來を待ち奉つると早々立別れ宅へ戻つて其始末を物語り明朝ハ是非とも御來駕あらんと掃除方を始先夫々準備を爲し居る處ろへ其夜清水嘉内が尋ね來たり御前にも大坂より届いた電報れ事にく至急坂地へ赴むかきねバならぬ譯となり明朝は主從一同該地へ發途と決せしゆゑ何れ當地へ來着れ上旅宿のれ世話み掛るなきバ委細承知までに通知之參るやう主人慶承君よりれ口上ありと述べ終りて嘉内も戻りしかば何かの準備ば皆鴻の嘴と喰違ひけり

記者曰く本編も先づ慶承の贋主從が再び當地へ來さりて間もなく大坂へ出立するれ

一段にて其局を結び愈よ後編に於て慶承が奸策を逞ふして村瀬彦十郎より五千円の大金を騙り取りしも天罰免れ難く遂に詐術發覺して昨年東京警視廳巡査の手にて捕縛され當地へ護送となり豫審庭にて豫審終結のうゑ名古屋輕罪裁判所にて十數日間公庭を開かれ百方審判辨論の上連累四人の罪狀分明となりて明治十六年七月十四日其の罪の輕重に隨ひ夫々處決を被むり惡人罪に服して善人榮ゆるの目出度大團円までを編みて此冊子の大局を結了せんとす幸に大方の諸君益々愛顧を垂れ給ふて不日後編出版の上は陸續御購求あらんことを出版人に代りて伏て企望すと爾云

前條述る如く後編に开が詐計の顛末を縷述するに付ても松平家の舊家從村瀬美根三郎が履歴を傳へ聞く儘に登記して此冊子を閲覽し玉ふ諸君が參考に供せんとす是亦看客諸君が隔靴搔痒の憾なき爲の記者が微意のみ

抑も村瀬美根三郎の祖先を何人と探究るに足利氏の末世に於て英名を天下に轟かせし越後の國主不識庵上杉謙信公の臣村瀬千葉之助胤臣と稱し數度の戰功あるも如何せし故ありて君が不興を蒙むり亡命して當國愛知郡南野村に潜伏なし居る内村民の娘を娶り長男を擧ぐ村瀬藤左衛門胤知と云ふ慶長十七年三月同郡長久手合戰の砌り胤知も德川家康公より平兒山の道明を命せられ欣喜雀躍直に命に應じ村民數十名を引率して道明をなしたる功により乱平ぐの後ち平針村に於て八町歩の田地を拜領し爾來美根三郎の世に至るまで代々同村に居住せしとぞ偖此美根三郎の父を傳兵衛と唱へ春日井郡小牧村の元本陣江崎祐八の男なるが村瀬家の養子となり家名を相續きて一男二女を擧ぐ長女は同郡沓掛村の白木屋二女も知多郡草木村竹内惟馨へ嫁し美根三郎は一人の男子にして兩親が非常の鍾愛を受け我儘氣儘に成長せし者なりと云ふ人と成り少しく才氣あるを負び人のさもんを受けて産業に從事するを屑とせず又た飲色を好み十六七の頃ろ熱田芙蓉樓の絃妓某に深く思ひを掛け終に千金を抛つて其身を償ひしと其後學業を修めんと志を立て親族村瀬八郎左衛門の周旋を以て儒士長谷川惣藏の熟へ入りしが我儘の性質にて誰憚ることもなく夜行外泊など屢々なりて熟則違背の廉を以て問

もなく同熟と放逐され夫れより家に歸り藩士大津町の五味安太郎の娘を娶り本人及び兩親の氣に叶ひ居し處ろ不幸短命にして死し（慶承再び名古屋へ來り美根三郎を案内者として五味方へ刀劍を見に行しは蓋し此緣故なるべし）後に玉屋町の醫師沼波桃仲の娘を妻とせしが家内不和合にて離別せしと云ふ明治十三年のころ居村なる秀傳寺秋葉三尺坊云々の苦情につき住職渡邊玄標と悶着を起せしも名古屋裁判所へ出訴に及びし處ろ美根三郎の申し分相立ず敗訴となりしを遺憾に思ひ原告となりて東京上等裁判所へ控訴しある事件に依りて同人及び玄標の兩人出京ちう或所にて玄標は不圖松平良七の慶承に面會したるより大に懇意を結び裁判事件に付き上京せし顛末を物語りし處ろ如何思ひしか良七と其後美根三郎に對面なし利害得失を論して公事和解の仲裁人となりて終に和解の談判が纏まり原告美根三郎より訴訟却下の願書を差出し此一條は奇麗に落着して兩人とも歸縣せしが是ぞ兩人が慶承と知己に成りし起原なりと云ふ此他にも未だ聞込し事なれど余りに緊要のことも思はざるより畧して記さず寺川長徳の履歴は後編に輯錄するを見給へかし

隠実明治天一坊上編終

明治十六年七月六日出板届濟
同　　　同月二十日出板

定價金十二錢

編輯兼出板人　愛知縣士族
小林篤太郎
名古屋區深井町
百八番屋敷

發兌元　名古屋本町二丁目
石版舍

全　同大曾根坂下
松屋平兵衛

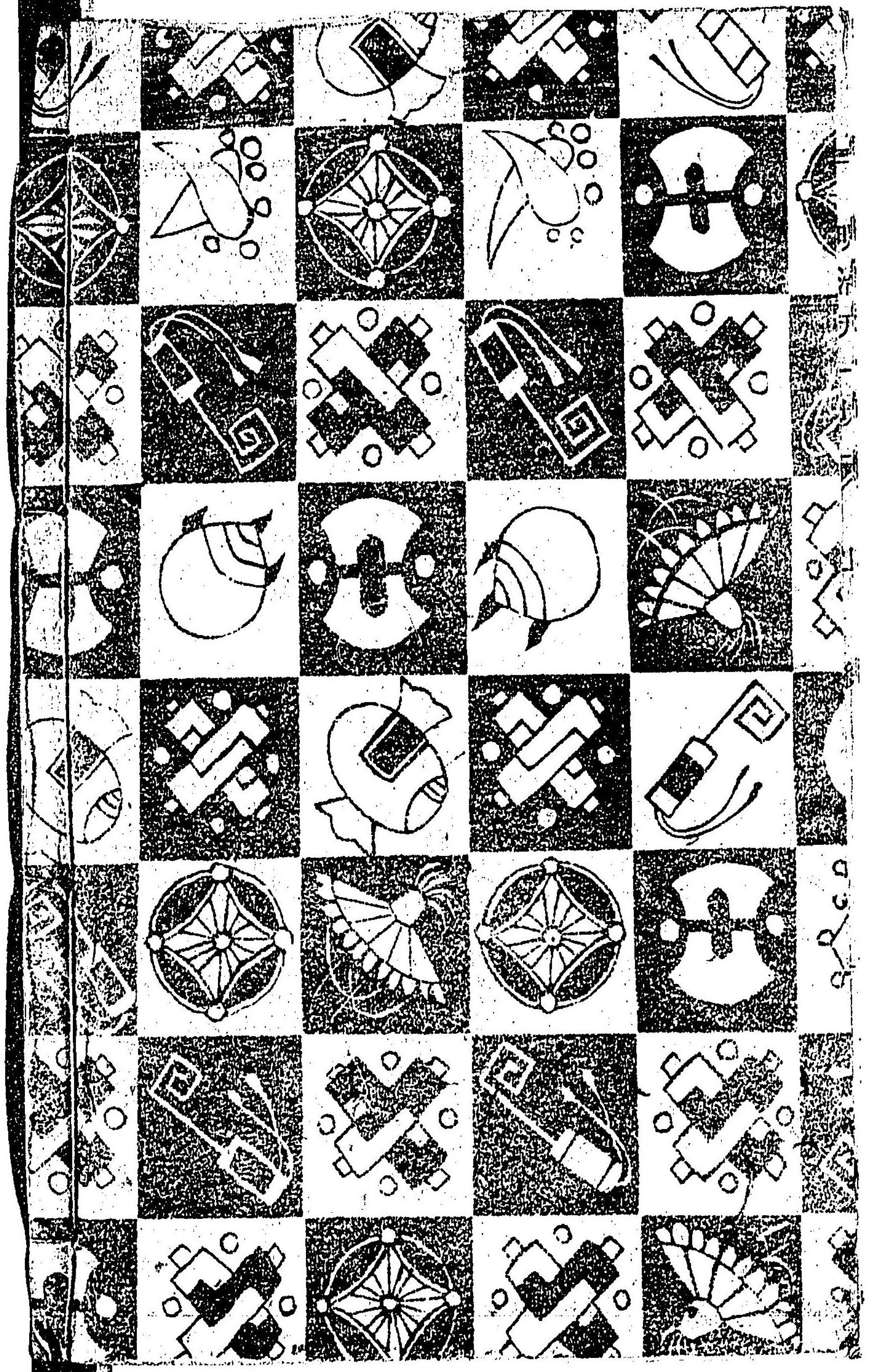

091473－001－5

特42－924

明治天一坊（似勢阿婦飛）

小林 篤太郎

上

M16

DBN－2441